

議案第9号

財産を無償で貸し付けること（鳥取大学附属小・中学校 整備事業用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本会議の議決を求める。

平成22年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市湖山町南四丁目201番地2号 ほか12筆	6,126.95平方メートル

2 相手方

鳥取市尚徳町116番地

鳥 取 市

3 貸付期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

4 理 由

県が整備した公衆用道路について、市道として良好な管理を行うため、鳥取市に無償で貸し付けようとするものである。